

## 6 第66条の11の2《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係

### 【制度の概要】

令和3年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）の施行の日（令和3年11月22日）以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書は、有価証券報告書とみなすこととされ、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく事業報告書に記載して提出し、かつ、説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされた（措法66の11の2①）。